

議案第110号

町の区域を新たに画し及び変更することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、市内の町の区域を別紙変更調書のとおり新たに画し、及び別図1に示す区域を別図2に示すとおり変更するものとする。

令和7年6月11日提出

さいたま市長 清水 勇 人

(別紙)

## 変 更 調 書

### 丸ヶ崎1丁目を画する区域

大字深作字西谷847、850、859、865の1、865の2、869、870の1、870の2、877の1、877の3から877の6まで、878の1、878の2、878の5から878の8まで、880の1、880の3、885の1、885の2、894の1、909、4752から4754まで、4755の2、4756、4757の1、大字丸ヶ崎字本村878の1から878の17まで、879の1、879の2、888の2、890の2から890の9まで、895の2、900、904の1、904の2、915の1から915の3まで、916の1から916の3まで、917の2、921の1から921の3まで、922の1、922の3、923、940の1、946、951の1、951の3、961の1、961の2の一部、962の1、962の2の一部、962の5、966の1から966の6まで、969の1、969の2の一部、969の3、969の4、971の1、971の2の一部、972の1から972の6まで、973、974の1、974の2の一部、975、976の1から976の4まで、977、978の1、978の2、979の1から979の8まで、980の1から980の3まで、981の1から981の3まで、982の1、982の2、983、984、985の1から985の3まで、986の1から986の9まで、986の11から986の15まで、987の1から987の5まで、988の1から988の17まで、989から991まで、992の1、992の2、993、994の1から994の3まで、995、996、997の1、997の2、998の1の1、998の1の2、998の2から998の10まで、999の1から999の5まで、1000から1004まで、1005の1、1005の2、1006、1007の1から1007の5まで、1008の1から1008の10まで、1009の1から1009の11まで、1011の2、1012の1から1012の4まで、1013の1から1013の6まで、1014の1から1014の3まで、1015の1から1015の17まで、1016の1から1016の5まで、1017の1から1017の6まで、1020の1から1020の

5まで、1021の1から1021の9まで、1022の1から1022の4まで、  
1023の1から1023の3まで、1024の1から1024の7まで、1025  
の1から1025の4まで、1026の1から1026の4まで、1027の1から  
1027の16まで、1027の20から1027の27まで、1028の1、10  
28の2、1029の1から1029の4まで、1030、1031の1、1031  
の2、1032、1033の1から1033の3まで、1034の1から1034の  
5まで、1035の1から1035の5まで、1036の1から1036の7まで、  
1037の2、1037の3、1037の5、1037の6、1038の2から10  
38の4まで、1039の1から1039の5まで、1040の1、1040の2、  
1041の1から1041の14まで、1042の1、1042の2、1043の1  
から1043の3まで、1044の1、1044の2、1045の1から1045の  
3まで、1046の1から1046の4まで、1047の1から1047の3まで、  
1048の1、1048の2、1049、1050、1051の1、1051の2、  
1052、1053の1から1053の7まで、1054の1、1054の2、10  
55、1056の1から1056の3まで、1057の1から1057の3まで、1  
058の1から1058の7まで、字合ノ谷1059の1、1059の2、1060  
の2、1060の3の一部、1060の5、1061の1、1061の2、1061  
の3の一部、1062の1の一部、1062の2の一部、1069の2の一部、10  
69の3、1069の5、1070の1、1070の2の一部、1070の3、10  
71の1、1071の2、1071の3の一部、1071の4の一部、1071の5、  
1071の6、1072から1074まで、字押廻1079の1、1079の2の一  
部、1080の2の一部、字合ノ谷1081の1、1081の2の一部、1081の  
3、1081の4、1082の1、1082の2の一部、1084の1、1084の  
2の一部、1086の1、1086の2の一部、1088の1、1088の2の一部、  
1088の3、1092の1、1092の2の一部、1092の3、1094の1、  
1094の2の一部、1094の3、1099の1、1099の2の一部、1099  
の3、字西通1199の1、1199の2、1199の3の一部、1199の4の一  
部、1199の6、1200の1から1200の3まで、1201の1から1201  
の4まで、1202、1203、1205の1、1205の2、1206の1、12

06の2、1207の1、1208の1、1208の2、1209の1、1209の2、1210の1から1210の3まで、1211の1から1211の3まで、1212、1213の1から1213の5まで、1214、1215の1から1215の9まで、1216の1、1216の2、1217の1から1217の6まで、1218の1から1218の7まで、1219の1から1219の3まで、1220、1221の1から1221の6まで、1222の1から1222の3まで、1222の5から1222の31まで、1223の1、1223の2、1224の1から1224の3まで、1225の1から1225の5まで、1226の1から1226の4まで、1227、1228の1から1228の7まで、1229の1、1229の2、1230の1から1230の14まで、1231の1から1231の22まで、1232の1から1232の3まで、1232の5から1232の12まで、1233の1から1233の5まで、1234、1235、1236の1から1236の3まで、1237の1、1237の2、1238、1240の1、字宮ノ下1241の1、1241の2、1241の7から1241の9まで、1242の3、1255の1、1306の1、1306の2、1313の1、1316の1から1316の3まで、1319の1、1320、1325の1、1325の3、1327の1、1328の1、1328の3、1385の1、1385の2、3150の2、3151の2、3156の2、3157の2、3158の2まで、3165の2、字合ノ谷3258の2、3261の一部、3262の一部、3263、字西通3264、3265、3266、字本村3267の1の一部、3268の1、3274の1、3275の1、3276から3282まで、3283の1、3283の2、3284の1、3285及びこれらの区域に介在する道路、水路等である公有地の全部

#### 丸ヶ崎2丁目を画する区域

大字丸ヶ崎字本村961の2の一部、962の2の一部、969の2の一部、971の2の一部、974の2の一部、字合ノ谷1060の3の一部、1061の3の一部、1062の1の一部、1062の2の一部、1063の1から1063の3まで、1064の1、1064の2、1065の1から1065の3まで、1066の1から1066の3まで、1067の1から1067の3まで、1069の2の一部、1

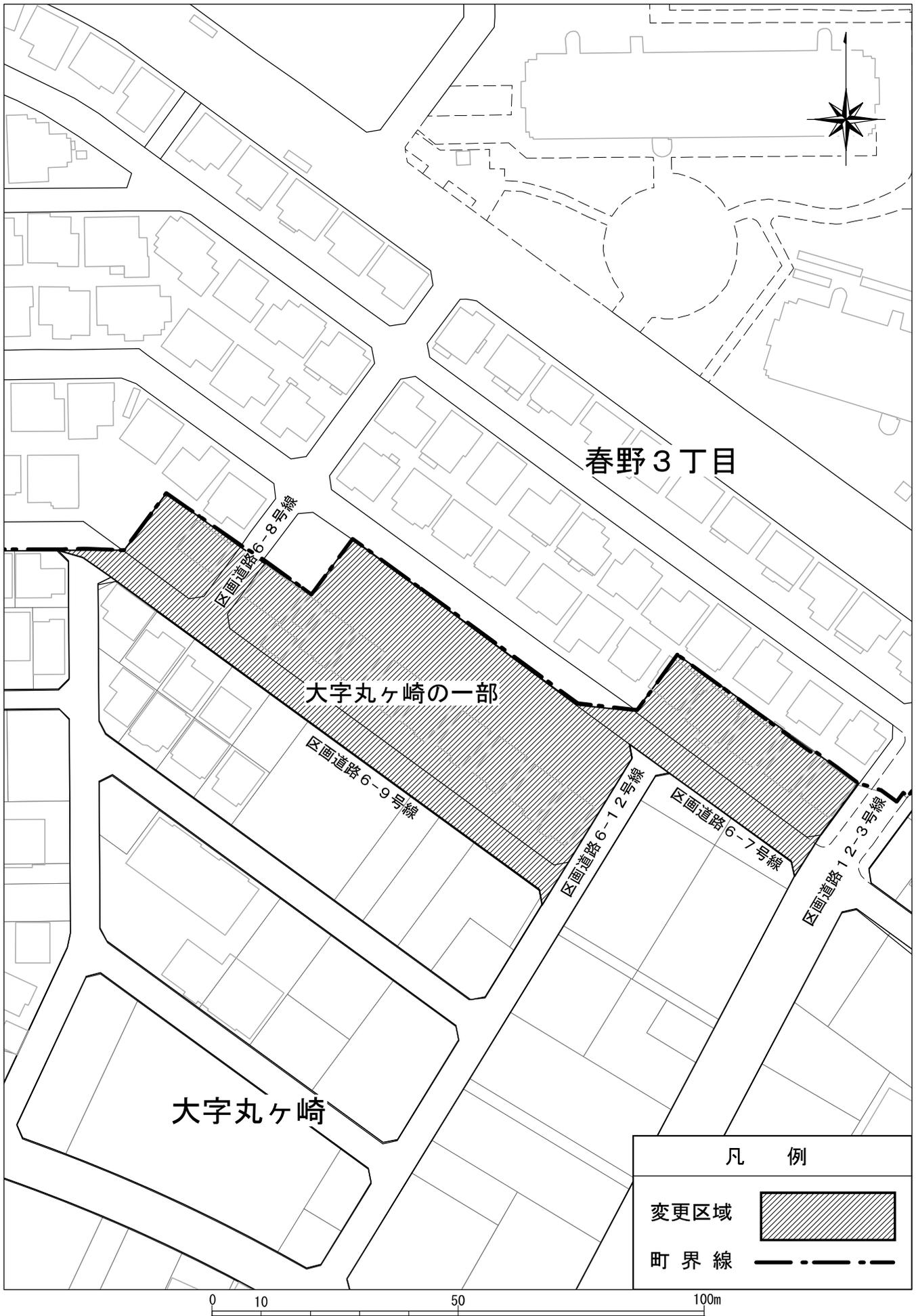
070の2の一部、1071の3の一部、1071の4の一部、1076の1、1076の2、1077の1、1077の2、字押廻1079の2の一部、1080の1、1080の2の一部、字合ノ谷1081の2の一部、1082の2の一部、字押廻1083の1から1083の4まで、字合ノ谷1084の2の一部、1085の1、1085の2、1086の2の一部、1087の1から1087の3まで、1088の2の一部、1090の1から1090の3まで、1092の2の一部、1094の2の一部、字押廻1096の1から1096の3まで、字合ノ谷1097の1から1097の3まで、1098の1から1098の3まで、1099の2の一部、1104から1108まで、1109の1から1109の3まで、1110から1113まで、1115の1、1115の2、1116の1、1116の2、1117、1118、字押廻1119、1120、字合ノ谷1121の1から1121の4まで、1122から1134まで、1135の1から1135の3まで、1136、1137の1から1137の4まで、1138、1139の一部、1140の一部、1141の一部、1142の一部、1143から1149まで、1150の1、1150の2、1151、1152の1、1152の2、1153の一部、1154の一部、1155の一部、1156の一部、1157の1、1157の2、1158から1165まで、1166の1、1166の2、1167、1168、1168の2、1169から1174まで、1175の1から1175の3まで、1176、1177の1から1177の3まで、1178から1180まで、1181の1、1181の2、1182から1186まで、1187の1、1187の2、1188、字西通1198の7、1198の8、1199の3の一部、1199の4の一部、字上ノ前1580の10、1603の2、1607、1610の1、1610の2、1611の1から1611の3まで、1613の1から1613の3まで、1614、1615の1から1615の4まで、1616の1から1616の5まで、1617、1618の1から1618の5まで、1619の1、1619の2の一部、1619の3の一部、1621の1の一部、1621の2の一部、1621の3の一部、1621の4の一部、1621の5の一部、1621の6の一部、1621の7の一部、1650の2から1650の6まで、1667の2、1667の3、字井川2582の1の一部、字上ノ前2587の1の一部、字井川2587の2の一部、2588の一部、字合ノ谷258

9の1、字押廻2589の2、2589の3、2590の2、2598の1、2598の2、2612の2、2783の3、2799、2813の1、2815、2816、2817の1、2817の3から2817の6まで、2819の1、2819の3、2819の4、2820の1、2820の3から2820の6まで、2821の1、2821の3から2821の5まで、2834の1から2834の3まで、2835の1から2835の3まで、2839の1、2839の3から2839の6まで、2841の1、2841の2、2842の1、2842の3から2842の5まで、2844の1から2844の3まで、2845の1から2845の4まで、2846から2849まで、2850の1から2850の3まで、2851から2853まで、2854の1から2854の4まで、2855、2856の1から2856の3まで、2857から2863まで、2864の1、2864の2、2865、2866の1から2866の5まで、2867の1から2867の4まで、2868から2870まで、2871の1、2871の2、2872から2874まで、2875の1、2875の2、2876の1、2876の2、2877、2878、2879の1、2879の2、2880から2883まで、2884の1から2884の6まで、2885、2886の1から2886の3まで、2887の1、2887の2、2888の1、2888の2、2890、2891の1、2891の2、2894の1、2894の2、2895の1から2895の3まで、2896の1、2896の2、2896の5、2897の1、2897の3から2897の7まで、2898の1、2899の1、2899の2、2899の5、2902の1、字上ノ前3172の3、3179の2、3179の3の一部、字井川3193の2の一部、字押廻3248の1、3248の4から3248の6まで、3253の2、3254、3255、3256の1から3256の4まで、3257、3259の1、3259の2、3260の1、字合ノ谷3260の2、3261の一部、3262の一部、字本村3267の1の一部、及びこれらの区域に介在する道路、水路等である公有地の全部、並びに大字丸ヶ崎字合ノ谷1187の1地先道路

(令和7年1月28日調査)

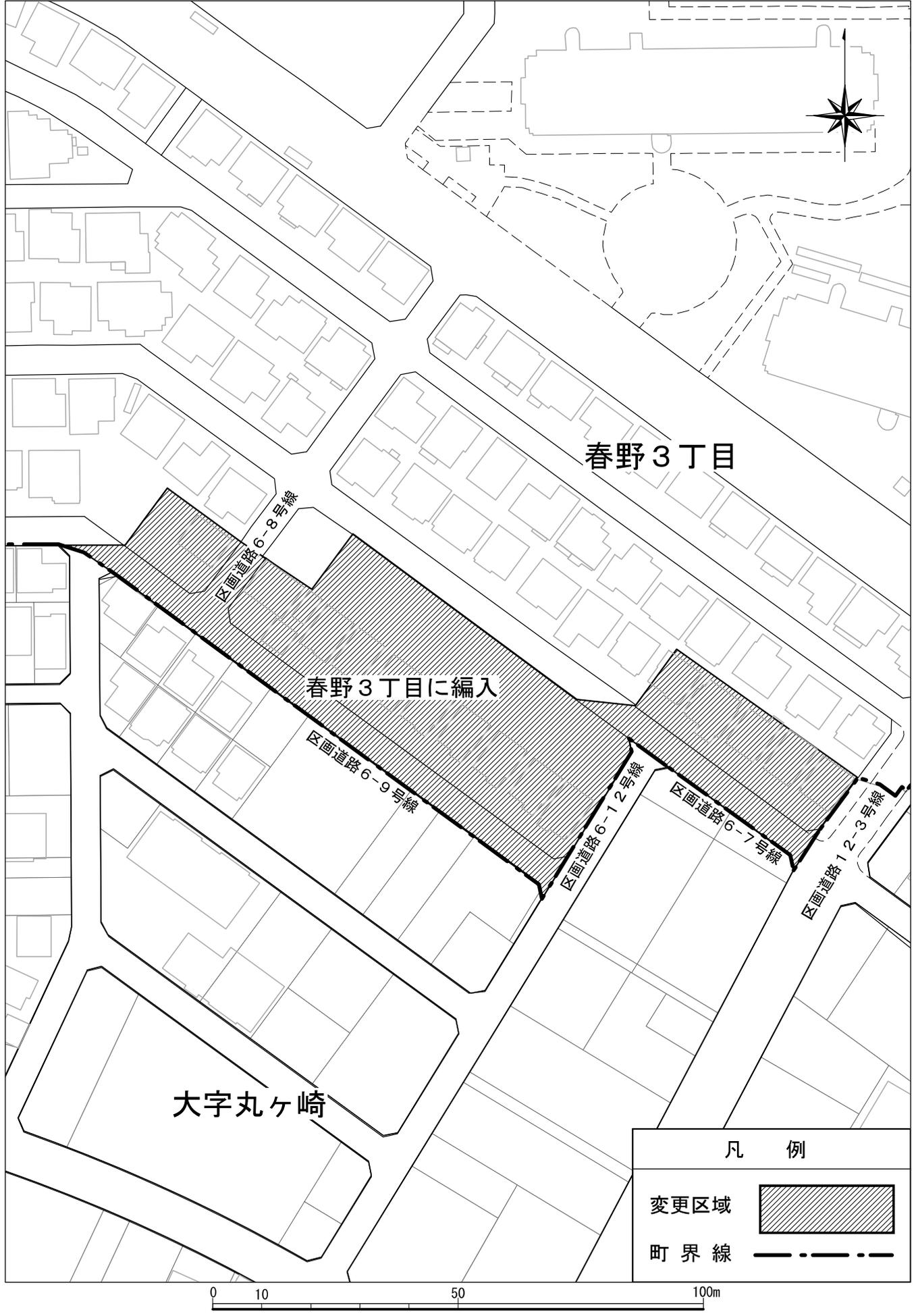
# 変更前の区域

別図 1



# 変更後の区域

別図2



別添

変更後の境界線の説明

町 名	区 域
春野3丁目	春野3丁目境、区画道路12-3号線界、区画道路6-7号線、 区画道路6-12号線界、区画道路6-9号線に囲まれた区域

(令和6年11月5日調査)

(注) 道 路…当該道路部分を含むものとする。

道路界…当該道路部分を含まないものとする。